

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

1 - 2008

均衡の取れた「経済発展」目指す 新体制の中国を展望する

中川 潔

(共同通信社外信部担当部長)



三年前に北京から帰り、今年六月に外信部に戻った。この半年間の中国の動きを党大会中心に分析したい。また、今週東京で開かれた日中ジャーナリスト交流会議についても触れたい。

若手登用で注目集めた党人事

十月十五日から約一週間開かれた中国の十七回党大会について紹介する。

まず人事。九人の政治局常務員のうち新メンバーとして四人が入った。一番騒がれた曾慶紅は、一部の新聞が留任するという報道をして物議を醸したが、結局は六十八歳という年齢で退いた。

今回の人事のハイライトは何とんでも五十四歳の習近平、五十二歳の李克強、この二人の若手を常務委員の中に入れたこと。習近平は一年ぐら

い前まで名前は聞いたことがあるという程度だったが、党中央は習近平を一生懸命育ててきたというのが実態のようだ。

習近平の父親は習仲勲といって昔の西北軍出身の長老で非常に人柄がよく、北京の自宅に誰でも招き入れることで知られていた。建国当時は周恩来の側近として中国政府・党に尽くしたが、一九六〇年代に入って毛沢東から嫌われて失脚した。

二十年近く失脚していたが、その間に息子の習近平が育った。そういう意味で子どものころは非常に苦労をした人。八〇年代に入り改革開放になつてから、習仲勲は鄧小平および胡耀邦に助けられ

て広東省の省長から復活して中央に戻った。鄧小平と胡耀邦は長老の息子たちの中で優秀な

人材を五人選んで地方に修業に出した。五人は「第3梯隊」と呼ばれた。そのうちの一人が習近平。後の四人は薄一波の息子の薄希来、劉少奇の息子の劉源、最高裁長官をやった鄭天翔の息子の鄭京生、共産党創立メンバーの一人、董必武の息子の董良翔。習近平はアモイを振り出しに福建省の幹部を歴任した。福建省は八〇年代から九〇年にかけて、台湾と近いこともあり汚職事件が頻発したが、彼は金に染まらなかった。

しっかり地方経験を積み、二〇〇二年に浙江省の党委員会に。当時の浙江省は電力不足が深刻で発電所を造らなければならなかったが、中央の許可が得られなかった。習近平は一年間で五つの発電所の建設資金を工面した。それによって浙江省の外資獲得が日本企業を含めて順調にいき、相当の実績を上げたといわれている。

いろいろな人に習近平のことを聞いたが、太子党の中でも非常に地味、グループの中に入っても目立ちたがり屋ではない。何かの機会に出てもあまり発言しない。外国のお客さんが来ると革靴を履くが、普段は常に布の靴を履いていて、視点が民衆にある。常に現場に行つて事象を見る人、しかも福建省と浙江省での経験が長いので経済に詳しいという評価。八〇年代から党中央がしっかりと育てて順調に伸びてきた人ということだ。

見えてきた新しい指導者像

李克強は八〇年代に共産主義青年団の代表として日本に来たことがあるし、日本でホームステイ

したこともあって、日本に対していいイメージを持っていない。指導者は人民の生活を改善しなければいけないというのがモットーだそう。彼もあまり目立つことはしないが、しっかりと成果を出すタイプだといわれている。

習近平と李克強のコンビを比べると毛沢東と周恩来のモデルに近づく。毛沢東・周恩来、江沢民・朱鎔基、胡錦濤・温家宝、同じモデルだといふ。毛沢東はドーンと構えて、大事なとき最後に出てくる。周恩来は外交、経済、いろいろなところへ出て行って説明をするし、人と応対する。そういう二つのタイプが指導者のモデルだといふ。江沢民・朱鎔基もそうだった。現在の胡錦濤・温家宝も役柄、性格が同じような形だ。習近平と李克強を比べると、やはり同じような人柄だといふことが良く分かる。

習近平は中央書記局の書記になった。曾慶紅の後任になり、来年三月に国家副主席になる。ほぼ間違いなく胡錦濤の後を継いで国家主席になる。李克強は死んだ黄菊の後任として副首相になるが、五年後の党大会で温家宝の後を継いで首相になるだろう。今回は二人を競わせるといふよりも、習近平が総書記、李克強が総理としてほぼ道は固まったといふことだろう。

人事の注目点としてはこのほか、太子党が政治局員を含めると六人になった。薄希来、李源潮、女性の劉延東、王岐山、愈生声、いずれも若くて有能な人たち。何で六人に増やしたのかと党中央

の人に質問したら、忠誠心だといふ。太子党といふのは非常に党への忠誠心がある。親と自分と中共産党を一体となつて物を考えている。そういう意味では、共産党に対して忠誠心があるので太子党は安心できるという説明が一つあった。

二つ目として共青团出身が三人から七人に増えた。胡錦濤が共青团出身でその流れをくむ人を引っ張つたという背景がある。

もう一つ、これは気が付かなかったが、文科系出身者が多いこと。習近平は若いとき清華大学の理科系だったが、文革のときだったのでほとんど勉強はしていない。九八年から二〇〇二年にかけて再び清華大学人文社会学院でマルクス主義理論思想政治教育を四年間学んでいる。彼の肩書の中ではこつちを取っているの、実質的に文科系だ。李克強も北京大学で経済を学んでいる。太子党のメンバーで政治局員になった人も、愈生声を除いて全員、文科系。八〇年代からずっと中国の指導者はほとんど理科系が占めていた。

今、一番上の五人も全員、理科系。改革開放をやつていく中で理科系が必要とされてきたが、実際の社会問題とか、政治経済問題は果たしてそれでいいのかという声が出ているようだ。この流れはこれからも進んでいくのではないかと思う。

危険水域にきた経済格差

人事の次にくる政策的な部分だが、党大会では二つの文章を採択した。一つは党規約の改正、二つ目は胡錦濤の中央委員会の活動報告。五年前、

十年前の同じ党規約、活動報告と比べてこれが新しい、こんなことが出てきたと党員は一生懸命分析している。

党規約改正でも活動報告でも一番強調されているのが「科学的発展観」。一九九二年、天安門事件が終わつて鄧小平が広東省を回つて「南方講話」というのを発表した。その内容は天安門事件の不況から抜け出すためにとにかく経済発展を追求しよう、もうかる者はどんどんもうけてくれというスローガンだった。完全に数字に頼つて単純な経済発展を模索した。粗放型といえるが、とにかく経済成長、GDP拡大を目指して二〇〇二年まで十年間突っ走つてきた。

〇二年、前回の党大会で胡錦濤がそれを引き継いだ。その時点ではあまりスローガンを変えずに五年間やつてきたが、相違ひずみが出てきた。一番大きいのは貧富の格差で、私も三年前まで北京にいて、ものすごい金持ちに会つた。普通の中産階級の人たちでも百万円、二百万円の金をごろつと転がすような、そういうもうけ方を始めてきた。チャンスがあれば相当な金持ちになれる社会になってきている一方で、そのチャンスに恵まれない人たちが相当出てきた。

地方の人たち、北京に出てきた人たちはチャンスがどこにあるか分からない。恵まれない人は出稼ぎ労働で何百元かのお金を稼いで地方へ帰っていく。格差社会が本当に深刻になってきた。ただ、格差社会といつても最低限のボトムアップは

▽党規約改正の主なポイント

1. 科学的発展観は経済、社会発展の重要な指導方針で、中国の特色ある社会主義発展のため堅持、徹底しなければならない重要な戦略的思想。
2. 党の奮闘目標は富強、民主、文明、調和の取れた社会主義近代化国家の建設。
3. 党が軍隊建設や民族問題、宗教問題、統一戦線活動、外交活動の指導の中で形成した方針を規約に盛り込む。
4. 党の執政能力の強化に力を入れ、「公のための党建設、人民のための執政」を堅持。腐敗に対する懲罰、予防体制の確立、整備を図る。(上級任命が消える)
5. 党活動の公開や地方の党大会代表の任期制を実行。活動報告を通じた政治局などに対する監督強化などを図る。健全な民主選挙を確立、人権を尊重する。
6. 国民経済の立派で速い発展を促進する。←(高効率、良質、速い速度での経済建設に努力する)

していることが昔とは違うかなという感じはしている。いくら底辺でも少しは生活レベルが上がっている。そこを見逃してはいけないが、いずれにせよ貧富の格差は危険水域まで行っている感じはした。

「科学的発展観」が根幹に

もう一つは環境破壊。河川や大気の汚染はひどい状況になっている。数字追求に対する反省が党中央の中でも相当強くある。調和の取れた発展へ転換していかねばいけないという認識。胡錦

濤は、そういう考え方で「科学的発展観」という考え方を取り入れた。

経済政策的にはこれまで輸出主導で外貨稼ぎに走ってきた。その方が簡単に金を稼げる。それを内需拡大へ転換していく。これまで経済「建設」という言葉を使ってきたが、建設というのはかく数字を追求する、経済をどんどんつくっていくということだが、経済建設という言葉無くして経済発展という言葉に変えた。

中国の人はここを非常に注目している。「建設から発展」、この言葉の転換が大事なのだという。内容としては数字追求からバランスの取れた発展への転換。胡錦濤は大きくそういう方向へかじを切っていくぞという立場を強調した。

そこで心配になるのは、輸出主導から内需拡大をしてバランスの取れた経済発展を追求したら、今のようないつかの経済成長は維持できないのではないかという疑問がわいてくる。それに対して、彼らはまだ明確な回答を持っていない。

短期的にはいろいろな問題を抱えていて、輸出超過で外国からの圧力を受けている。人民元のレートもまだまだ制限が掛かっている。この自由化も求められている。さらにインフレの圧力、食料価格が相当上がっている。対外的にも対内的にも経済政策は研究しなければいけない分野があつて、それにかなり追われているようだ。これから一年、二年、手が掛かる経済政策に集中しなければならないという状況がある。

期待される政治改革

その一方で当然、政治改革も内部的にはずいぶん進み始めている。これまで党規約の中にあつた非常に重要な四文字の「上級任命」、この言葉が党規約から消えた。

これは非常に大きな意味を持つ。上級任命というのは党の中央、上級の党、党组织がすべて人事を任命するという意味だが、党規約から意識的に消したという。民主的な選抜制度という言葉で今は書かれているが、これをどんどん進めていくだろう。ただの任命ではなく、その職場で働いている人たちの声を大事にして慎重に選んでいく。そういう選抜制度が地方で普及し始めている。

二つ目は、党規約改正の五番目に「健全な民主選挙を確立する」とある。十年来、農村の現場レベルで直接選挙を始めている。農村委員会として一番下の行政の下での自治委員会みたいなものだが、九〇年代から試験的にやり始めている。遼寧省の農村へ行つて取材したことがあるが、農村自治委員会の主任、副主任を決めるのに党组织と関係なく立候補する。そこで農民全員が自由に投票して党員でない人が農村委員会の主任になったりする。米国のフォード財団が金を出して、中国國務院の民政省が中心になって進めてきた。

試験的にやったけれども、やっているうちに相対現ナマが飛び交うようになった。主任になるために金をばらまく人が出てきて、しかも、党の目が届かないところでそういうことが始まって大変

だということになった。だいたい問題点が分かっただけだ。この選挙制度を県にまで間もなく格上げするという情報がある。

活動報告の要旨の中にも、例えば党内民主の建設など幾つか政治改革のことがちりばめられている。

非共産党員の登用

もう一点、党大会の前に大きな話があった。一つは科学技術省の大臣に、中国共産党員ではない上海の同済大学の学長を任命した。さらに六月、衛生省衛生部の大臣に中国科学院副院長を選んだ。この人も共産党員ではない。党大会の前に党員でない人を二人、閣僚に選んだ。一党独裁のカラーをできるだけ薄めていこうという動きを意識的にしてきた。

調べてみると、科学技術省と衛生省は役所内に党内組織がないところで非常に手を付けやすい。これが手始めで、来年三月の全人代では非党員の閣僚がさらに、増えて四、五人になる。さらに、副首相レベルまで非共産党員を一人、任命するのではないかといわれている。

こういう形でわれわれが報道し切れないところで、政治改革に面白い動きが出てきている。

その流れで今回の日中ジャーナリスト交流会をご紹介したい。日中関係が国民レベルの嫌悪感情になってしまっているのではないか。そこに非常に焦りを感じるということで会議を開こうということになった。日中のメディアが何でも言い合え

るような会議をぜひともやろうということだった。電通、民放連、NHKの各会長、共同の社長らが発起人となり、中国政府は国務院の新聞弁公室が、大臣を含めてぜひともやりましようということになった。完全クローズドにしてどこにも発表しない。発表しないのだから何でも言い合おう、好きなことを言おうということになった。

メンバーは日本側の座長が田原総一郎さん、NHKから日曜討論の影山さん、フジテレビから報道2001の黒沼さん、日曜日の討論番組の三人のキャスターが全員顔をそろえた。『朝日』、『読売』、『日経』の編集委員と私、日本側は七人。中国側は『人民日報』、通信社の中国新聞社、『中国青年報』（共青团系の新聞）の三社から副社長あるいは編集局長が出てきた。

特筆すべきは中国中央電子台のキャスターで白岩松（ハクガンソン）さん、香港フェニックステレビの黄海波（コウカイホ）さんの著名キャスターが出席したこと。影響力のある人が出てきているいろいろなことを言い合った。

変わる中国メディア

政治改革との絡みでメディア改革にもつながるが、幾つか面白い発言があった。日本のメディアは権力から独立している。中国のメディアは権力の宣伝機関である。それがテーマになって激論になったが、その議論の中で中国側出席者が「分かっている。この規制は徐々にだが、少なくともすべきだ」と言い出した。

彼は四十歳そこそこだから、報道というものはどういうものか、世界の報道の実態をよく分かっている。ジャーナリズムはプラスの面だけではない。マイナスの面も報じていかななくてはいけない。世界のほとんどのメディアがそうだという発言をする人もいた。四十代のジャーナリストたちはそういう感覚でいるということがよく分かった。夜の酒席では「とにかく十年待ってくれ。十年はかかるだろうけれどメディアの自由化は必ず達成できる」と若い出席者が盛んに言っていたことが非常に印象深かった。

中国政府も少し変わってきている。私が北京にいたときは、地方を取材する場合、その地方の外事弁公室の許可を得なければ取材できなかった。それが〇七年一月から、基本的に北京に常駐している外国メディアは地方の取材をしてよしいということになった。来年の北京五輪に向けての措置のようだが、中国政府も外国メディアが何たるものかということに正直に受け止めて、それに対応するようになってきた。

報じられていない部分が政治改革の中に結構あって、それをしたたかな中国はいろいろな形で試しながら徐々に進めていくんだらうなと思っている。メディアも含めてそういう流れになっていくんじゃないか、私はそんなに悲観することはないと思っている。

（本稿は、同盟クラブで十一月二十九日行われた講演の一部を要約した）

スペインで世界通信社会議

76カ国の86社が参加

団塊世代なら、覚えておられるかもしれない。

「ラ・マラゲーニャ」という歌が前世紀の一九六〇年代にヒットした。スペイン語で「マラガの女」という意味だそう。マラガはスペイン南部アンダルシア地方の中心都市。海岸沿いに高速道路を走る車から、ジブラルタルと、その沖合十数キロ先にアフリカが見える。

マラガ近郊のエステポーナで昨年十月二十五日から三日間、第二回世界通信社会議が開かれ、七十六カ国八十六通信社の代表約二百人が参加した。日本からは共同通信の竹田保孝常務理事・編集総本部長（国際担当）が出席した。

第二回と銘打っているが、初回は三年前にロシアのタス通信が自社の創立百周年を記念して各国の通信社代表を招待して開いた会合だったので、参加各社の自主的な合意に基づいて招集された今回が実質的には初めての会議ということになる。

エステポーナはジャーナリズム都市を宣言。メディア関連のイベントを熱心に誘致している。今回の会議も地元の全面的な支援を得たスペイン通信社（EFE）がホストとなって開かれた。開会式典にはカルロス国王夫妻も臨席、閉会式には上院議長が出席するなどスペイン国家と政府を挙げたの歓迎ぶりだった。

新聞には世界新聞協会（WAN）があり、編者については国際新聞編集者協会（IPI）があるのに、通信社にはこれまで世界的な業界組織が存在しなかった。グローバル通信社間の競争が激しかったこと、国営や組合主義、民間営利企業と経営体質がばらばらでそれぞれの関心事項が食い違っていたこと、などの理由があると思われる。

今回AFP、AFP、ロイター、タス、新華社など大手グローバル通信社から新興国、途上国の通信社まで地域を網羅して代表が集まったのは、今の通信社をめぐる環境の変化が共通の問題として認識されたからに違いない。

討議のテーマは①ジャーナリストの安全確保②先端技術③大規模国際イベント（特にスポーツイベント）における取材制限④通信社の将来像——の四点。これとは別に新華社が八月に迫った北京五輪の取材・報道についての特別報告を行った。

討議では議論を内部だけにとどまらせないため、ユネスコや国際サッカー連盟（FIFA）の代表、英情報ビジネスの経営者、国際メディアコンサルタントなどからも積極的な発言を求めた。スポーツイベントにおける取材・報道制限の強化は昨年ドイツW杯サッカー、今年のフランスW杯ラグビーなどで顕著に表れた。取材ポリシーの規制やウェブ上での報道制限などである。莫大な権利料を支払うライツホルダーへの優遇がそのまま通信社への冷遇で肩代わりされている。そのたびに有力通信社が団結して主催者側を押し戻

しているのが現状だ。今回の会議でも、FIFAの代表は「報道の自由は尊重するが、われわれにはビジネスの自由もある」とうそぶいた。

とはいえ、将来像に関しては楽観的な見通しが支配した。AP通信社の元副社長でメディアコンサルタントのC・アープセン氏は、台頭するインターネットメディアについて、取材源があまりで信頼性に欠けるネット情報に通信社のプロが負けるわけではない、と断言。「正確で公平で迅速な」通信社のニュースはどんな時代、どんなメディアにも通用する素材であり、先端技術の発達で配信先はむしろ拡大する、と予言した。必要なのは新聞やその他メディア向けのサービスをコンバージ

エンス（収れん）させることだ、という。会議は声明を発表したり、決議を採択したりすることはなく、討議の総括はそれぞれの参加通信社の自由に任された。

会議場外では各通信社とも盛んに交流した。新聞の部数減少は先進国では深刻な状況にあるが、世界全体の発行部数は増加中だ。中国やインドの新興国で読者が増えているためだ。実際、ブラジルやインドの元気な通信社から共同代表団に積極的な提携のアプローチもあった。

「マラゲーニャ・サレロサ」は映画「キルビル2」のエンディングにも使われている。「マラガの女、愛嬌があつて魅力的だよ」という意味だそう。世界通信社会議も魅力的で実りがあつた。

（今井 克 共同通信社国際局長）

王室と国民をつなぐ英メデア(下) 過熱報道続く中、品位維持に苦心

小林 恭子
(在英ジャーナリスト)

英王室はイングリッド王の歴史から数えると千年近くの伝統を持つ。「君臨すれども統治せず」の原則に従う立憲君主制を持つ現在の英国で、王室は国民に愛され、支持されるために開かれた存在であることを目指す。しかし、開かれた存在であるために情報公開を進めるほど、神秘性が薄れ、特別な存在ではなくなってしまう可能性もある。在位五十年を超えた女王エリザベス二世は、情報公開の度合いと一定の神秘性の維持とのバランスに苦心しているようだ。

英王室報道の最近の例を、日本の皇室との比較を少々交えながら分析してみる。

王室は「腫れ物」ではない

昨年七月、米政治スキヤンダル、ウォータゲート事件をもじって「クラウンゲート(クラウン＝王冠)」と呼ばれる事件が起きた。BBCの秋の新番組の一つに、女王の一年間を追ったドキュメンタリー作品があった。放映開始の前に、BBCは番組の予告編を報道陣に公開した。この中で、バッキンガム宮殿の一室で、女流写真家が女王の写真を撮影する場面があった。写真家は女王に「王冠を取った方がいいのでは」と声を掛け

る。女王はむっとした様子を見せ、その後、宮殿内を急ぎ足で歩く場面につながっていた。写真家の指示に怒った女王が、部屋を飛び出して行ったかに見えた。しかし、この二つの場面は時系列が逆に編集されていた。

BBCの担当者は、逆編集であったことを知らないまま「女王が怒って部屋を出た」点を番組の目玉として報道陣に紹介していた。予告編は、番組を撮影した独立制作会社RDFが自社を海外顧客向けにアピールする目的で作ったビデオだった。

逆編集であったことが発覚、BBCは女王に謝罪した。事実とは異なる編集であったことをわびるのが趣旨で、権威に屈服したのではなかった。

関係者への処罰も、当初問題外とされた。もし日本で皇室にかかわる同様の事態が発生した場合、関係者の降格はもちろんのこと、報道機関のトップの首も危うくなっただのではないだろうか。

英国では、「二国の君主にかかわる番組制作では、事実確認を複数回繰り返すべきだった」という意見が表明された(『テレグラフ』紙)が、これはほんの一部で、「インパクトを高めるために、故意に事実とは異なる編集をした」「制作会社が

逆編集をした事実を、なぜBBC側は察知できなかったのか」など、ジャーナリズムの品位やメデア側の管理責任を問う声が圧倒的だった。王室は重要だがあくまでも一つのトピックであり、「触ってはいけない腫れ物」とは考えられていない。この点が日本の皇室とは決定的に違う点かもしれない。

秋になって、BBCの担当者は辞任した。失態が王室にかかわることだったからではなく、逆編集であったことを掌握しておらず、その後の対応も遅れたことなど、管理能力の欠如が問題となった。BBCでは、複数の視聴者参加型番組での不正事件が年頭から明るみに出ており、クラウンゲート事件の発覚で、誰かが責任を取らざるを得ない状態になっていた。経営陣が辞任すべきところを、スケープゴートになったとする見方も強い。

常に関心の高いトピック

王室は常に国民の関心の高いトピックの一つだが、特に近年過熱報道の対象になったのは、十年前の夏、パリで交通事故で亡くなったダイアナ元皇太子妃だった。現在でも報道の頻度は高く、ゴシップ雑誌『ハロー』によると、元妃の記事を掲載すると販売部数が20%以上伸びるといふ。

十月上旬からは元妃の死因審問がロンドンの高等法院で本格的に開始され、「新事実」の数々が紙面を飾った。報道ライターをよそに、高等法院に足を運んで審理を見学する人はまれた。『インデイペンデント』紙(十月二十二日付)はこれ

を「観客のいないサーカス」と呼んだ。元妃の記事が部数増加に結び付くとしても、事故直後、英国全体が悲しみに暮れた時に見聞きされた、一種の熱狂はさめているのかもしれない。当時は、国民の多くが死の知らせに涙を流し、元妃が住んでいたケンジントン宮殿やバッキンガム宮殿前に献花を行う長い行列が続いたものだった。

現在、メディアの論調は大きく二手に分かれている。大衆紙は悲劇のプリンセスを愛情を持って振り返ったが、高級紙には過去の感情の吐露を一種の恥、あるいは狂気であったとする記事が複数出た。ウーマンズリブの旗手として人気が高い、学者ジャーメイン・グリアー氏は八月末、エディンバラで開催されたイベントで、元妃を「頭の回転が遅く、神経質で、心の曲がった、ばか者」と定義した。過去の興奮状態を恥じ、元妃を知的高みからバッシングするのが一種の流行となった。

『タイムズ』のコラムニスト、マシュー・パリズ氏は元妃の評価が二手に分かれるのは階級の問題だと指摘した(九月一日付)。確かに、元妃の死をいまだに自分の友人や家族の死のように悼み、ダイアナ・グッズを集めることに熱中する人は大衆紙やゴシップ雑誌の読者、つまり労働者階級やローワーミドルクラスに属する場合が多い。パリズ氏は英国全体がかつて元妃の死を悲しんだことに対し知識人が「恐怖感を感じる」のは、自分たちの階級の存在が脅かされると思う不安感ではないか、と分析している。

「二時代の終わり」?

昨夏の死後十年追悼式典で、元妃の二男ヘンリー王子は、「メディアではいろいろ言われたが」、元妃は「最高の母親だった」と述べた。これを機に事故死をめぐる陰謀説や元妃に関するさまざまな憶測報道を終息させたいという思いが伝わった。翌日の各紙は「二時代の終わり」(『タイムズ』など)とする見出しを付けた。

しかし、秋から始まった死因審理では元妃が妊娠していたかどうかも死因判定の要素となり、腹部の線をあらわにした元妃の水着姿が新聞各紙に掲載されて、「二時代の終わり」どころではなくなった。ヘンリー王子と兄のウィリアム王子は今さら水着姿の写真は目にするのもつらいだろうが、王室側にはこうした報道を止める手だてはない。

婚約時代のダイアナ元妃に対する過熱報道をほうふつとさせたのが、ウィリアム王子の恋人、ケイト・ミドルトンさんの登場だった。王子はミドルトンさんが頻繁にパパラッチに付け回され、嫌がらせ行為に達しているとして、昨年、王室の弁護士、英報道苦情委員会を通し、メディアに報道自粛を何度か申し出ている。これに対し、王子の思いを酌んだというよりも、王室に愛着を持つ読者からそっぽを向かれることを嫌った新聞数紙が「パパラッチの撮った写真は使わない」と宣言した。しかし、外国メディアのパパラッチの行動には報道苦情委員会の手は及ばず、自粛はなし崩し状態になっている。

これより先の二〇〇六年十一月には、スクープ記事を多発していた日曜大衆紙『ニューズ・オブザ・ワールド』の王室記者がウィリアム王子の携帯電話の会話を違法傍受、有罪となっている。王室はあらゆる手を使ってスクープを得ようとするメディアに、常時執拗に追われている。

過度の報道を避けたいと思っても王室ができることは少ない。せいぜいの対抗策としては、広報を通じてメディア各社に報道自粛願いを出す、あるいはもし事実と異なる報道がなされた場合はこれを正すよう各社に直接連絡するなどが、自粛依頼には正当な理由(例えば王子二人が勉学中の取材自粛依頼など)が必要となる。

王室は決して報道の聖域ではないことを王室側も、メディアや国民も承知しており、テレビのコメディー番組などでも王室は頻繁に風刺の対象になり、謝罪するあるいは訂正を出す状況にまでは発展しない。先のクラウンゲート事件で女王への謝罪にまで発展するのはまれだ。王室側がこうした風刺や批判に表立って抗議をすれば、「表現の自由の侵害」として大きな非難に遭うのは必至だ。王室に限らず、政府、企業、非営利団体などは表現の自由への干渉と取られかねない行動をしないよう、かなり神経を使うのが現状だ。

『プリンセス・マサコ』と英王室

オーストラリアの作家ベン・ヒルズ氏が雅子妃を描いた『プリンセス・マサコ』を〇六年に出版した。この邦訳版の出版をめくり、日本で表現・

言論の自由にかかわる問題が起きた。

当初、講談社から出版されることになっていたが、「事実の間違いがある」とする書簡を宮内庁側が出版者側に提出し、講談社は出版を中止した。理由は、「著者との信頼関係を持ってなくなった」(講談社担当者、日刊『ベリタ』〇七年四月三十日付)からだという。八月下旬、第三書館から邦訳版が出版されたが、「講談社用の邦訳から雅子妃のうつ病、愛子内親王誕生の経緯など百四十九カ所を削除、入れ直して」(ヒルズ氏)、事実の間違いを訂正、『完訳プリンセス・マサコ』として出た。発売時には、全国紙や地方紙の一部が本の広告掲載をしないという事態も起きた。

『完訳』が出るまでの経緯をつづつた『プリンセス・マサコ』の「真実」を同じ出版社から出した野田峯雄氏は、「宮内庁や外務省の圧力」が広告不掲載の背後にあったとし、『ベリタ』(九月八日付)紙上で、「戦後の紙誌を舞台とする言論出版史においては、いわゆる前代未聞の出来事が発生している」と評した。

英国の作家が書いたダイアナ元妃の生涯に関する本だけでも数十冊ある英国の状況からすると、『プリンセス・マサコ』の日本での出版にかかわる事態は異様である。しかし、「言論の自由の度合いが違う」として、締めくくってしまう前に、日英の状況の違いを見てみたい。

本稿(上)で見てきたように、メディアを通じて、長い年月をかけて英王室は国民とつながって

きた。王室は常に風刺や批判の対象になってきた歴史があり、国民は王室を笑いながらも愛情を持ち続けてきた。王室を批判するコメンテーターの出演をBBCが拒否したのは一九五〇年代半ばだったが、民放局の開始でBBCの独占状態が崩れると、こうしたコメンテーターを民放が出演させ、視聴率を稼いだ。エリザベス女王の教師だった女性が一九五〇年、退職後に体験談を米雑誌に語った時、女王はこれを快く思わず、当初、英国では内容は公開されなかったが、時代の変化とともに、王室批判の書籍、雑誌、テレビ番組、映画を女王自身も国民も受け入れるようになった。

一九六〇年代以降、社会全体も大きく変容した。堅苦しさを嫌う風潮が広まり、表現・言論の自由の度合いも拡大した。これに伴い、王室報道の規制緩和や情報公開の度合いが進んだ。

『プリンセス・マサコ』の邦訳版にかかわる経緯には、これまで外国の作家による本格的な著作がなかったことや雅子妃の生涯にまつわる困惑するような要素が入っていた、つまりは、さまざまな面で初めての動きであったがための過剰反応という要素があったのではないか。また、皇室に関する批判や風刺が英国ほどは一般的でない状態での出版だったことも一因であろう。

議会が王に優先

英王室報道と日本の皇室報道の違いの根本的な要素として、王室、あるいは皇室の日英での位置付けの違いがあるだろう。

英国では十三世紀以降、国家大権を拡大しようとする国王と王の権限を狭めようとする議会との間で闘いが続いてきた。十七世紀の「権利の章典」は王位に対する議会の優位を認め、国王といえども法の支配下であり、議会が最終的な決定権を持つことになった。近年の具体例は一九三六年のエドワード八世の王冠放棄だった。国民が選ぶ下院議員の支持しない、離婚経験を持つ米国人女性との結婚を選ばずなら、王位を放棄するしかない」と首相は王に迫っていた。

立憲君主制国家英国のエリザベス女王は自分を国民に「仕える存在」として見る。自分の一年を追うドキュメンタリーの制作を承諾したのも、開かれた王室としての一面をアピールし、国民からの継続した支持を得るためだ。政治問題に関する言及は一切せず、表現の自由を侵犯したと言われないよう細心の注意を払っているようだ。メディアの巨大な影響力におびえているかにも見える。

王室を自由に報道、批判できる英メディアを日本のメディアはうらやましく思うかもしれないが、十年前に亡くなった母親の水着姿の写真を高級紙で目にしなければならぬ王子二人の気持ちには相当つらいのではないか。また、携帯電話を盗聴されるほどメディアに追い掛け回される状態は、果たして望ましいことだろうか？

かつてメディアに対し自分の不倫を告白したチャールズ皇太子が国王になった時、王室報道が一気に低俗化するのはと私は危惧している。



『エル・パイス』紙面改革へ

スペインから海外も視野に

スペイン最大の日刊新聞『エル・パイス』(世界新聞協会年鑑によると、五十六万七千部)はこのほど、若い読者の獲得を狙って紙面改革を行うとともに、この衣替えをステップにしてグローバルな新聞に飛躍する計画を明らかにした。

同紙の衣替えは二〇〇七年の十月二十一日に実行された。まず第一面のタイトルの下に「スペイン語の世界新聞」の文字が刻まれた。これまでそこに書かれていたのは「独立の朝刊新聞」という文字であった。ハビエル・モレノ編集長によると、このたびの衣替えは三種の主要な改革から成っているという。

第一の改革は全紙面へのカラーの導入と、インフォグラフィックス(図形情報)、写真、イラストの有効活用である。第二の改革として記事のセクション構成を変更した。伝統的に後方に置かれていた国際、全国、経済ニュースを最初のセクションに移した。第二のセクションは論評のページに充て、最新のニュースや論議に関連した記事や人物紹介を十分に盛り込む。第三セクションは、生活・芸術、社会的トピックス、文化、スポーツ、スクリーンなどのページで構成される。これ

らの構成は柔軟で、さらに適応を重ねる可能性がある。最後に第三の改革は全セクションにわたるレイアウトの改善で、より軽快な、読みやすい、一面を中心に、既にテレビやインターネットなどで報道されたニュースは短く、重要性の高い独自のニュースには十分なスペースを提供する。

一方、変革でも変わらないものがある。『エル・パイス』は『エル・パイス』であり続ける。それは世界から言及される、信頼性のある質の高い新聞を意味する。モレノ編集長は「将来も紙に書かれたテキストが中心になることを忘れてはいけない。この新聞は現実をよりよく理解するため読むことを好み、知的刺激を受けることを求める人々に顔を向けているのだ」と述べる。

しかし、発信する情報の形態は読者の変化するニーズに適応して、新しいものに転化していく。特に若者は公的な価値序列によって決められた「重要」ニュースだけにとらわれることなく、時には目に見えない社会変化に結び付いている「面白い」問題に関心を示す。モレノ編集長は「われわれは、次の十五年から二十年後にこの国のバツクボーンになる世代と結び付くことが必要だ」と、改革の狙いを語っている。

『エル・パイス』は紙面改革に合わせ、海外への拡大を計画している。スペインの部数監査機関によると、『エル・パイス』は10%が外国の読者で、アルゼンチンとメキシコがその大部分を占め

る。ブエノスアイレスとメキシコ市では既にラテンアメリカ版を発行し、ブラジルで、さらにコロンビアとマイアミでも日刊新聞の配布を始めている。これらの内外にわたる新聞は世界全体で約二百万の読者に読まれているという。

「こうした配布範囲をいっそう拡大し、印刷媒体の伸張力を武器として、最終的にインターネット上でグローバルブランドを確立したいと考えている。『エル・パイス』を傘下に置くメディアグループ「プリサ」の総責任者ファン・ルイス・セブリアンはロイター通信社にこう語っている。ウェブサイトでも拡充計画が進められており、今日では毎日七十万以上のアクセスがある。その20%はスペインの外部からであるという。

さらにロイターによると、「プリサ」は『エル・パイス』がスペイン語市場の中で既に地位を確立している地域の日刊新聞と競い合うようなことは考えず、イギリスの経済雑誌『エコノミスト』がイギリスの雑誌から世界規模の出版物に変身することによって獲得したような「高い教育を受けたエリート層の読者」の確保を目指すよう希望しているという。

一方、モレノ編集長は海外記者団に対し、「最終的な目的は、特定の国をベースにしてはいない『インターナショナル・ヘラルド・トリビュン』のようなグローバルな新聞になることだ」と語るとともに目指すところは共通しているようだ。

(広瀬 英彦 東京大学名誉教授)

異色の天才政治家を追った日々

角栄番記者、哀歎の10有余年

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」⑩ —

増山 榮太郎

(時事総研客員研究員)

貧農のせがれから五十四歳で総理の座に駆け上がった男。日中国交正常化を実現、念願の日本列

島改造に着手しながら狂乱物価と金脈問題で挫折、さらにロッキード事件の追い打ちにも屈せず、目白の閣將軍として中央政界を牛耳った田中角栄。角さんと庶民に親しまれた、たぐいまれなこの不世出の政治家を番記者として追いかけた日々を以下つづつてみたい。

逃した退陣スクープ

「おい、弱ったよ」

いきなり田中角栄首相(当時)は言った。

「ほら、あれだよ。あの『文春』の記事だよ」

早朝だというのに目白の田中邸は地方から押し掛けた陳情団でごった返していた。時は一九七四年(昭和四十九年)十月二十五日午前七時。

二年間のブリュッセル特派員の任務を終え、帰国のあいさつに伺いたいと前日、榎本敏夫秘書に電話を入れたところ、「明朝七時に目白の方においで願いたい。そうオヤジが言っている」との連絡だった。田中は既に背広姿で別館応接室で待っ

ていた。

「あれには弱った。全く弱ったよ」

こちらの帰国あいさつに口を挟ませず、一気にまくし立てる。心底弱っている様子だった。番記者時代に見慣れたエネルギーな表情は、その顔面からすっかり消えうせていた。

もちろん、『文藝春秋』の記事は帰国の途次、日航機の機内で読んでいた。『文藝春秋』十一月号の「田中角栄研究」その金脈と人脈(立花隆、

「淋しき越山会の女王」(兄玉隆也)である。

長年、田中番の政治記者として田中にまつわる金脈絡みの風聞は知っていた。だが、あれほど詳細に徹底的に調べ上げた内容には驚いた。それにも増して衝撃的だったのは兄玉(今は故人)のノンフィクションストーリーだった。田中の金庫番佐藤昭(現在は昭子と改名)と田中の関係は当時の番記者にとって公然の秘密だった。しかし「ヘソ下のこと」は政治記者にとって触れないことが不文律とされていた。そのタブーを兄玉の記事は見事なまでに粉砕したからだだった。

そのとき、田中とどんな会話を交わしたか記憶にない。だが、翌日の朝刊各紙を見てビックリした。退陣説の記事を一面トップにデカデカと据えているではないか。ネタ元は同じ日に田中が東南海外遊前のあいさつに訪れた河野謙三参院議長(当時)だった。田中は河野の前で弱音を吐いたらしい。それを河野一流の勘で「退陣近し」と読み取り、記者たちに語ったのだ。

私が敏腕な政治記者なら、田中の談話をヒントに「田中首相、退陣の意向固める？」ぐらいの観測記事をその日の夕刊用に飛ばせたかもしれない。今振り返れば、田中はこの時点で退陣を決意していたと思われるからだ。しかし、うかつというべきか、二年間の特派員生活で国内政治の勘が鈍っていた。せっかくの退陣スクープを逃してしまった。

番記者としての出会い

私が社命により田中番記者になったのは六一年(昭和三十六年)七月だった。私は三十一歳、平河クラブ(自民党担当)に配属されて日は浅かったが、岸信介総理番や野党担当を経て政治記者としてようやく脂の乗りがかったところだった。

一方、田中は当時四十三歳、池田勇人首相(当時)から自民党政調会長に抜てきされたばかりだった。だが、田中はそれ以前に既に三十九歳の若さで第二次岸内閣の郵政大臣として入閣し、佐藤栄作派の若手ホープとして頭角を現していた。もともと私が派閥記者として担当したのは佐藤派だ



番記者と歓談する田中角栄氏、向かって左端が筆者

った。しかし、既にそのころから角福戦争の前哨戦が始まっていた。佐藤派内も自然に福田赳夫(後に首相)を支持する保利茂(後に衆院議長)グループと田中を支持するグループの二派に分かれ、双方の間に反目する空気が高まっていた。従って取材する側も、佐藤派を担当しながら保利系と田中系に分かれるようになった。

そんなわけで田中番記者になったのだが、いきなりカルチャーショックを受けた。場所は自民党本部の政調会長室。番記者として名刺を差し出す私に目もくれず、「おい、日本列島はなんで不公

平なんじゃ」とどやしつけるようにしゃべる。ポカンとしている私に機関銃のような早口の言葉を浴びせ掛ける。

「そつだろ。新潟は三カ月も四カ月も雪に閉じ込められているんだよ。なのに清水トンネルを出たら関東平野はカンカン照り。不公平と言わずして何と言うか。これを解決するには三国峠を何十本ものトンネルでぶち抜く。そうすればシベリアおろしの雪風はトンネルを通して関東平野に吹き抜ける。新潟の豪雪はいっぺんで解決する」

何とも下肝を抜かれた発想である。私が番記者として初めて出会ったときの一コマである。

それから私の番記者の日々が始まった。目白の田中邸への夜討ち朝駆けはもちろんのこと、田中が出掛ける地方へもついて行く。選挙中、雪深い新潟の田中の選挙区へも出掛けた。どてらを着込んだ農民たちとろりを囲みながら田中が熱弁を振るう。それを見ながら田中が言う日本列島不公正論が実感として理解できた。当時の田中はトンネル論よりも上越の山を掘り崩し、その土砂で新潟と佐渡を陸続きにするという、気宇壮大な構想をぶって回っていた。これが後に「日本列島改造論」として結実する。

そのことはさておき、田中と出会ってからはまさにカルチャーショックの連続だった。前述のトンネル論もそうだが、意表を突く発想が次から次へと飛び出す。機略縦横、奇想天外、端倪すべからざる話術のうまさに若い私はすっかり魅了され

てしまった。雑談の合間に各国の国内総生産(GDP)、高速道路の総延長キロ数、ガソリン消費量などの数字がポンポンと飛び出す。それもコンピュータからはじき出されたように正確なのだ。田中が後に「コンピューター付きブルドーザー」と言われたのも納得がいく。

「たかが無学の土建屋上がりが」と軽蔑していた旧大蔵官僚が蔵相になった田中にすっかり心酔したのも分かるような気がする。かくいう私も、「浪花節大臣」ぐらいの印象で当初田中に接したのだが、その魅力にすっかり取り込まれてしまった。それまで出会ったどんな政治家にもない新鮮な政治家像を田中を感じたからだ。それはある意味で天才的政治家のみが発する一種のオーラかもしれない。

列島改造構想で総理を目指す

その当時、田中が果たして総理を意識したかどうか疑問も残る。われわれ番記者が「そろそろ総理を目指しては」とけしかけても、「私は新潟の出稼ぎもんです。生まれ在所は刈羽郡二田村という雪深いところですよ」と笑ってはぐらかした。

田中が新潟の片田舎から十五歳で上京したのは出稼ぎではなかったが、職を求めて上京した意味では出稼ぎと異なるところはなかった。苦心惨たんの末、中央工学校夜間部の土木工学科を卒業、十九歳の若さで建築設計事務所を立ち上げた。しかし、若い田中の目の前にそびえ立つのは学歴と人脈に固められた既成社会の厚い岩盤だった。

尋常高等科だけの田中にとっては恐らく挫折と苦難の連続だったに違いない。田中が政界進出を果たしたのは、終戦後の混乱で過去の権威や組織が全面的に否定されたのが幸いしたのだが、それでも中央政界は、高級官僚か、地方の名望家、資産家、あるいは大労組出身者で占められていた。これといった人脈、金脈もなく、腕一本でたたき上げてきた田中にとって厳しく非情な世界であった。せいぜい「閨屋の親分」ぐらいの扱いであったろう。後年、田中が金脈、人脈づくりに精出したのも、そうした原体験があったからだと思われる。そのころの田中にこんな言葉がある。

「オレは伴ちゃんか川島さんになれたら本望だ」

伴ちゃんとは大野伴陸のこと。伴陸は一時、総裁選出馬に傾いたが、その後は自民党副総裁、衆院議長で政治生命を全うした。川島正次郎も総理への野心はみじんも見せず、副総裁の地位を守り続けた。田中が当時「伴ちゃんか、川島で本望だ」と言ったのも案外、本音だったかもしれない。

その田中が総理を意識し始めたのは政調会長時代だったように思われる。当時、田中が心中ひそかに温めていた「都市政策」がきっかけだった。それは六七年（昭和四十二年）三月、田中が自ら会長に納まった都市政策調査会で策定され、「都市政策大綱」の形でまとまった。これが後の「日本列島改造計画」の原型になったことは言うまでもない。大綱は都市という名を冠しているが、そ

の実、都会と地方との格差是正、あるいは日本海沿岸と太平洋沿岸の差別の解消が狙いであった。「なぜ新潟に雪が…」という田中の怨念の表出でもあった。高度経済成長の次の目標を探しあぐねていた政・官・財界から、この構想はもろ手を挙げて歓迎された。この構想を引つ提げて田中は総理、総裁の道をまっしぐらに駆け上がる。やがて地価高騰、狂乱物価の引き金になるのだが。

角さんからもらった特ダネ

番記者としての田中との付き合いは、政調会長時代から七二年（昭和四十七年）七月の自民党総裁選で田中がライバル福田を破り第六十四代総理大臣に就任する直前までの足かけ十一年間に及ぶ。しかし、総理在任中の二年半はすっぽり抜けている。総理としての田中の動静は日本からブリュッセルに送られてくる新聞でうかがい知るだけだった。

ところで番記者時代は、各社も精鋭記者を送り込んできたので、抜きつ抜かれつの激しい取材競争もあった。その半面、番記者としての共通の仲間意識もあつてか、結構親しい友人の間柄のような雰囲気があつた。そんなこともあり今も元番記者仲間の会合などが続いている。田中もその辺のことを心得てか、各社の番記者を比較的公平に扱っていたように思われる。そんな角さんから特ダネをもらったことがある。

六六年（昭和四十一年）十二月、田中彰治事件や当時の佐藤内閣閣僚の不祥事続きで、黒い霧国

会」といわれた臨時国会が与野党対立で立ち往生、解散は必至といわれていた。そんな緊迫したさなかに自民党本部で衆参両院議員総会が開かれた。佐藤首相（当時）が議員を前に演説した。佐藤らしい回りくどい内容で解散の力の字もない。ただ、緊張した気配がその語調からも感じられた。総会が終わるや議員たちは一斉に退出した。

田中を追って玄関口で待っていると、田中の車が玄関口に入ってきた。「乗っていいですか」と私。「ああ、いいよ」と田中。いわゆるハコ乗りである。いきなり田中が言い出す。「これで決まりだな。解散だよ」。驚く私に解散日、公示日、投票日までスラスラとしゃべり出す。間もなく車は事務所のある砂防会館に到着する。「書いてもいいですか」と私。「ああ、いいとも」と田中。近くの公衆電話ボックスに飛び込む。部長が出てくる。「大丈夫か」「大丈夫です。角さんがそう言ってる」「よし分かった」。フラッシュが流れた。いわゆる「黒い霧解散」である。ファクスを見て各社は驚いたようだが、翌日の朝刊各紙を見ると後追いは半々だった。官邸筋が否定談話を流したからだ。だが、結果は田中の言う通りドンピシャリ、その日程通りに解散・総選挙が断行された。後で田中は、佐藤首相からこっぴどくしかられたという。それを聞いたので後日、田中にわびを入れると「あれでいいんだ。各社は君のところのニュースで飛び上がったらしいね」とにやりとした。

(敬称略)

共著者に同意を得ない論文出版

マスメディア関連の裁判を見る (34)

(平成十八年(ワ)第一〇三六七号▽平成十七年(ワ)第一五九八一号)
 (ともに著作権侵害差し止め等請求事件)

佐藤 英雄

学外の教授と二人で公表した論文を一方が自著として勝手に出版し争った事件。同種の争いが二件続き、今年になって判決が相次いで出された。いずれも原告の許諾を受けないで出版した被告が敗訴している。

学会誌に発表した英語論文の翻訳

最初の判決(平成十九年一月十八日、東京地裁設楽隆一裁判長)は、原告が国立大教授のAさん(さいたま市)、被告が有名私大教授のBさん(東京都新宿区)と(株)東洋経済新報社(同中央区)。両教授は平成五年ごろから同八年ごろまで共同研究し、その結果を英語論文の“The State of Nature and Property Rights Systems”としてまとめ、それを平成十六年発行の早稲田大学政治経済学会誌『The Waseda Journal of Political Science and Economics』(civ.16号)に共著として掲載した。

B教授はこの論文の一部を省略した日本語訳を

自著として東洋経済新報社が発行した『再分配とデモクラシーの政治経済学』の第四章に、「自然状態と私的所有権システムの生成」と題して掲載した。

原告はこの英語論文が被告Bとの共同著作物なのに、原告に無断で翻訳、執筆したのだから、原告が有する翻案権を侵害したことは明らか。日本語の本を出版した東洋経済新報社も翻案権侵害の共同不法行為責任を負う。また、原告の意に反した内容の改変は著作者人格権の同一性保持権を侵害する。原告の氏名は脚注に本件原著を参照せよとあるほか、末尾に参考文献として本件原著が掲げられているだけで、共同著作者の氏名を明示しない氏名表示権も侵害するなどとした上、この本の出版、販売の差し止めと、書店や公立図書館、大学付属図書館からの回収と廃棄、東洋経済新報ウェブページトップと全国紙に謝罪文掲載などの名誉回復措置、弁護士費用相当額五十万円などを求めた。

一方、B教授によると、二人による共同の英語論文は二本執筆し、平成七年ごろに執筆した本件原著についてはBが、残りの一本(平成八年執筆)については原告が責任を持って公刊することで合意していた。被告はこの合意に基づき、日本の学界やセミナーなどで本件原著の内容紹介を日本語で行った。その際、確認のため原告に資料を送付しているが、原告からは何らの異議もなく了承を受けている。

また、その合意に基づいて、本件原著を早大政治経済学会誌に原告の承諾を得て掲載することに成功した。同学会誌の論文投稿規定で原著の著作権は同学会に帰属しており、著作者にはない。内容も作者の意に反する性格の改変でない。さらに、翻訳論文には「AとBに基づいている。証明などについては、元の論文を参照されたい」と注記し、本件論文が本件原著を紹介することを目的としたものであることは、その体裁からして明らかであるなどと反論した。

共同著作者の著作者人格権も侵害

判決は被告らに、①B教授作成の論文を記載した書籍の発行、販売、贈与等の禁止②東洋経済新報社に同書籍の廃棄③B教授に五十万円の支払い——を命じ、そのほかの名誉回復措置などは認めず、訴訟費用は両者等分とした。

判断の要旨は、①被告Bが本件論文の作成に原著の共同著作者である原告から承諾を得ていなか

つたことには争いが無い。被告Bが原著の内容を省略したことと翻訳したことにより、原告の有する原著の翻案権を侵害した。

②早大政経学会投稿規定は「採用された論文等の著作権は同学会に帰属する」と定めているが、翻案権が譲渡の対象として「特掲」されていないので、同権利は論文執筆者に留保されたものと推定される。さらに、同学会誌は政治経済学の研究者による研究論文、研究ノート（判例研究・学会展望論文も）、書評の投稿を募集しているもので、研究者が学術研究の成果物である上記各論文等を投稿する際において、これらの表現形式を改変する翻案権までも譲渡していると解する合理的理由もない。

③被告Bは原告に無断で本件原著を日本語に翻訳した上、その内容を一部省略して翻訳したのであるから、原告の有する本件原著の同一性保持権を侵害した。さらに、原著の二次的著作物である本件論文を公表する際、原著の共同著作者である原告に無断で、被告Bのみを本件論文の著作者であると表示したのであり、これにより原告の氏名表示権を侵害した。

④本件書籍は合計千八百部しか発行されておらず、そのうち千七部は既に廃棄処分とされている。流通分四百九十三部で、購入者は学者、研究者が多く、一般の人は多くはないと推定され、新聞の全国版に謝罪広告をすることは過大な請求と言わざるを得ない。

入門的教科書でも創作性は否定されない

次の判決（平成十九年五月二十八日、東京地裁清水節裁判長）は原告Aさん（福岡市）と被告Bさん（川崎市）が争った事件。原告、被告は東京都内の私立大学と大学院で学んだ先輩と後輩の関係にある。共に大学等で財政学、租税論などの科目を担当する教授で、平成十二年三月、(株)税務経理協会から共著『租税論』を出版した。計十章中、原告が六章、被告が四章を分担執筆した。

B教授は同十六年五月、同協会から『現代租税論』理論・法・制度』を出版した。A教授は、この中に、共著の『租税論』で自分が書いたものと類似する部分が八十四カ所もあるとして翌十七年八月、B教授と出版元の税務経理協会を著作権や著作人格権侵害で訴えた（同協会とは和解が成立している）。

原告によれば、①共著は原告と被告の共同著作物ではなく、各執筆者がその分担部分をそれぞれ独立して執筆したものであり、各人の執筆した部分は各執筆者の単独著作物に該当する。共著は租税論の入門的教科書であり、その原理・原則・定説等を説くものであるが、そうであるからといって、その創作性が否定されるものではない。既に説かれている原理・原則・定説を内容とする入門的教科書であるからこそ、分かりやすい例を用い、文章の順序・運びに創意工夫を凝らすことで優れた入門教科書が創作される。

被告が単独で出版した書籍は計十三章で、本文の計は二百九十一頁あるが、被告は共著の原告執筆部分から原告の許諾を受けることもなく、八十四カ所にもわたる多くの部分からこれと同一か実質的同一性（実質的類似性）を有する記述を行った。これは被告が各表現を執筆するに当たり、原告各表現を参照し、これに依拠したことは明らかである。

指示した指導教授が制作者と主張

被告の反論は平成十年七月ごろ、大学で指導教授だったCさんから租税論の講義を引き継ぐことが決まり、Cさんから講義において使用する教科書を原告と被告が執筆、出版しよう提案があった。

具体的に、①その教科書は理論も制度も現在抱えている租税問題も、全体がその一冊で分かるような初学者向けの租税論の教科書とすること②講義ノートを作成する際に、一緒に原稿も書いておくこと③平成十一年六月には出版し、学生らの前期試験に間に合わせるようにすること――などだった。

共著のコンセプトは初学者向けの教科書であって、原理・原則・定説を分かりやすく説くというものであったから、そこに学者としての原告、被告が内容・思想上の独創性を挿入させる余地はなかった。

Cさんによるベース本の指定、構成、文章スタ

イルのほか、参考文献もすべてに指示があつたが、これらの文献は財政学、租税を専門とする人間にとつてのいわば公共財のようなものであり、書かれている内容は租税・財政学における大原則・大前提ばかりで、内容上に創作性がない。また、原告も被告もCさんの指揮監督下において、その手足として原稿作成作業に従事していたものであるから、共著の実質的な制作者はCさんにはかならないとした。

判決は複製権と著作者人格権侵害

判決は原告の請求通りB教授発行書籍の複製と頒布の禁止、損害額百二十三万九千七十二円(請求は二百八十四万円)の支払いで、月刊『税務通信』への謝罪広告掲載は認めなかった。

判決の要旨は、①原理・原則・定説を内容とする租税論の入門的教科書であっても、分かりやすい例を用い、文章の順序・運びに創意工夫を凝らすことにより、創作性を有する表現を行うことは可能である。記述中に公知の事実等を内容とする部分が存在するとしても、これをもって直ちに創作性を欠くということはできず、その具体的表現に創作性が認められる限り、著作物性を肯定すべきものと解するのが相当である。

②Cさんの指導・指示に関する被告の主張によつても、具体的表現を行っていないCさんが本件著作物の著作者であると到底評価することができないし、本件著作物の執筆についての被告の関

与の具体的な主張立証はなく、被告の主張は採用できない。

③原告各表現と被告各表現の同一性が認められる場合に、それらが酷似していたり、既に発行されている文献等に現れないものがそのまま使用されていたりするときは、共著の出版の経緯や、被告が共著の再版ができないために、急ぎ学生向け教科書として本件書籍を執筆した旨主張していることなども併せ考慮すると、被告各表現は原告各表現に依拠して複製されたといふべきである。

④被告の行為は当裁判所で認めた部分(行数にして千八十四行)において、原告の本件著作物についての複製権および氏名表示権を侵害する行為に該当する。本件書籍中の同部分のみを分離することはできないから、同部分を含む本件書籍全体について、その複製等の差し止めを認めるのが相当である。さらに、被告には原告の本件著作物における著作権と著作者人格権に対する侵害について、少なくとも過失があるといふべきで、民法七〇九条に基づき、原告に生じた損害を賠償すべき義務がある。

共同著作物と結合著作物の例

【後書き】最初に紹介した事例は共同著作物、後の事例は結合著作物である。共同著作物は「各人の寄与を分離して個別的に利用できないものという」(著作権法二条一項二号)とされ、翻案権などの著作者人格権は「著作者全員の合意によ

らなければ、行使することはできない」(同六四一条一項)定めがある。もつとも三人以上の共同著作物で、一人だけが恣意的に反対しても、他の二人以上が合意していれば、これを妨げることはできない(同条二項)。

結合著作物は歌詞と楽曲のように分離して利用可能な著作物のこと。著作物ごとに作者名が明らかで、著作物としても独立しているので、わが国では著作権法に特別な規定はない。

学会誌の著作権は投稿先の学会に移転する規程を持つところがほとんどである。投稿を審査して掲載する仕組みの協会誌も同様のところが多い。その必要があるのかどうか、疑問はあるが、背景として日本は横並びの思想がある。

判決理由の中で、学会誌の規定に、「翻案権が譲渡の対象として『特掲』されていない」として翻案権留保の推定をしている。これは「著作権譲渡」(同六一条二項)の中で、翻訳、翻案などへの改作は著作者人格権にかかわるため、契約にこの条項がなければ著作者に、その権利が残ると推定する念のための規定。学協会誌の論文は発表論文を基に新たな研究を積み上げ、それをまた発表する機会が多いほか、英語論文を海外の雑誌にも発表するので、「特掲」がないのが通常のようなのである。これに対し、業務上発注するソフトウェアなどは、トラブルを避けるため「特掲」が必須となっている。

(朝日新聞社社友)

メデイア談話室

メデイアの内なる「偽」

藤田博司

二〇〇七年の世相を表す漢字に「偽」が選ばれた。産地の偽装や賞味期限の改ざんなど、食品をめぐるうそが次々に暴かれた一年だったので、誰もが納得する選択だろう。メデイアにとつては、今の世相を批判する格好の材料ではあった。

しかし、新聞やテレビもよその業界のことをあげつらつてばかりはいられない。テレビの「あるある大事典」のうそをはじめ、新聞でも記事や写真の盗用が繰り返して起きている。「偽」はメデイアの世界にもはびこっている。

正直でないメデイア

ニュース報道の世界でテレビ映像を操作したり、他社の記事や写真を無断で使用したりするなどは論外である。法律上の責任は別としても、ジャーナリズムの倫理の上では「犯罪」に等しい行為といつていい。

そうした明々白々の「偽」はさておき、日常の報道活動の中に潜んでいる「偽」も決して小さな問題ではない。

例えばA社が大きな特ダネを書く。半日ないし

一日遅れで他社が一斉にそれを追う。しかしほとんどの場合、後追いする各社はA社が先行した事実を伝えない。各社の記事はあたかもそれぞれが初めてそのニュースを伝えるかのような書き方を

する。他社に名をなさしめたくないのだろうか。後塵を拝したことを認めたくないのかもしれない。そんなメンツのせいだとすれば、あまりに姑息、狭量と言わざるを得ない。が、何より問題なのは、読者、視聴者に対して不正直であることだ。読者、視聴者としてはニュースが伝えられた経緯を正確に知る権利がある。A社の報道がきっかけになったのなら、その事実が事実として明確にするのが、メデイアとしての正直な仕事のやり方だろう。それをしないのは小さな「偽」と言っている。

思い込みの上にあぐら

ニュースの情報源をあいまいにした報道も「偽」に近い危険をはらんでいる。最近の防衛省疑惑をめぐるニュースをはじめ、検察、警察絡み

のニュースの多くは、容疑事実が「分かった」というスタイルで報じられる。どのような経緯で「分かった」のか、誰がメデイアに情報を提供したのかにはほとんど触れていない。

情報源があいまいなニュースには、その内容でどこまで信じていいのか判断の手掛かりがない。情報源を实名で伝えることが無理な場合でも、せめて情報の内容とどのような関係にある人物かを明らかにするのが報道の基本である。ただ「分かった」とだけ書くスタイルは、その内容を読者、視聴者に有無を言わず押し付けるようなものである。読者が疑うことを端から許さないごう慢さがある。

これらの記事によく登場する「関係者による」という表現も、情報源を示したものとはいえない。「関係者」が報道された事実とどのような関係にある人間かが分からないと意味がない。関係の仕方によって、情報に対する解釈はいかようにも変わる。

情報源をあいまいにした報道のスタイルがまかり通るのは、ニュースの価値判断や解釈、表現などに間違いはないという、報道する側の思い上がりが背景にあるのではないか。伝統的にそうした指摘を読者、視聴者から受けたことがなかったことに、伝える側があぐらをかいてきたということはないか。自分たちが一方的に送り届けるものがニュースだという安易な思い込みが、メデイアの側にあるのではないか。だとすれば、これも仮構

の「偽」と言えるかもしれない。

主筆の役割に沈黙

見え透いた「偽」もある。メディアはしばしば、政治家や大企業の不祥事に際して、透明性を高め情報を開示するよう呼び掛ける。しかし、メディア内部の問題になると、途端に歯切れが悪くなる。他に透明性を要求するであれば、同じ物差しで自分の行動も律しなければならぬ。

先の自民、民主両党の党首会談について、『読売新聞』を含む一部のメディアは会談も大連立構想も小沢民主党代表が持ち掛けたもの、と報じた(十一月四日)。これを「事実無根」と非難した小沢民主党代表に対し、『読売』は政治部長の署名記事でその指摘を「全くの誤り」と主張し、小沢氏に「真実を語れ」と呼び掛けた。

ところがその後、会談も大連立構想も『読売』渡辺恒雄主筆がおせん立てしたものと伝えられた。本来ならそこで『読売』は自社の主筆が果たした役割について事実関係を詳しく報じてしるべきだった。しかし、あれから一カ月以上たつても、新聞人のそれとして問題のある主筆の行動について、『読売』は沈黙を守ったままである。

小沢代表に「真実を語れ」と呼び掛けながら、多くの読者、国民が関心を抱く渡辺主筆の役割に關して何の報道も説明もしない。これは明らかにダブルスタンダードであり、報道機関としての責任を回避したものと思えない。これでは「偽

善」の「偽」を地で行くことになりはしないか。「真実を語れ」などと、他に情報の開示を迫ることなどできなくなる。

報道の目的は真実を伝えることにある。建前通りに現実が運ばぬことはしばしばある。それでも、その目的に向かつてメディアが誠実に努力することで、読者、視聴者からの信頼はつなぎ留められる。しかし、メディアの姿勢の中にくらかも「偽」と見なされるものが見え隠れすると、信頼は一度に崩れ去る。

世間の「偽」を批評、批判するのもいい。しかし、メディアはいま一度、内なる「偽」を振り返って正すべき襟を正す必要があるはしまいか。

学生の論文切り張り

「偽」のはびこる世間を見習ったわけではあるまいが、大学生の間にもそんな空気に毒されるものがある。最近の学生たちに最も身近な「偽」はレポートや論文を作成する際の盗用である。

卒業論文の一部に、書籍やインターネット上のブログから、他人の作品をほとんどそのまま失敬して張り付ける者がいる。あまり悪びれた様子もないから、本人はそれほど問題だとは思っていないのかもしれない。

ある大学で提出させた学年末のレポートに、見事な出来栄の論文があった。あまりの見事に疑いが頭をもたげグーグルで検索を掛けたら、某研究所の主任研究員の手になる論文が瞬時に現れ

た。一字一句違わぬ丸写しだった。

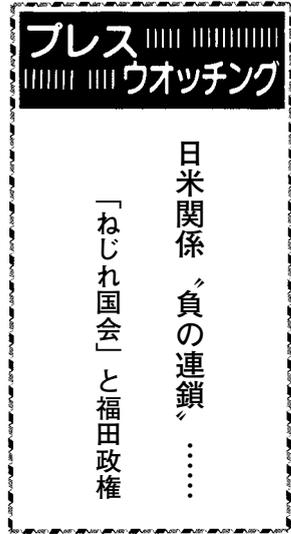
インターネット時代の悪弊であることには違いない。切り張りの横行は予想されたことではある。しかし、教室で盗用が犯罪にも等しい恥ずべきことだと繰り返し強調しているのに、それでも何食わぬ顔でこうしたりレポートや論文を書かれると、自分の仕事の無意味さを突き付けられたようでむなしくなる。

彼らが特段に道徳観を欠いた若者というわけではない。おそらく切羽詰まった揚げ句の仕業だろう。その場しのぎでちよつと人様のものを拝借した程度のつもりだったのかもしれない。見つかなければそれでよし、見つければ謝るだけ、ということか。大人の世界と似たような話ではある。「偽」が世相を表す時代に見合った学生気質なのだろうか。

しかし、恐ろしいことに、メディアを指すものの中にもこうした学生たちがいる。そして、何年もたたないうちに彼らが「分かった」「関係者によると」といった記事をものするようになる。切り張り学生の規範意識は、どこかで信頼に値する記者の規範意識に変身するのだろうか。

メディアがよほど真剣に内部の「偽」を取り除く努力をしないと、ジャーナリズムの根幹が腐食してしまふ危険がある。かつてのように建前だけを言い募って読者、視聴者の信頼をつなぎ留めておける時代ではないのである。

(早稲田大学客員教授)



日米関係、負の連鎖
……
「ねじれ国会」と福田政権

「安倍晋三首相誕生から三カ月、新年を迎えた『安倍丸』はいずこへ針路を定めるのだろうか」と本欄に書いたのは、一年前の新年号だった。安倍首相の政権投げ出しの後を継承した福田康夫首相は、くしくも政権誕生から三カ月。二〇〇八年の船出となったが、『濃霧』は立ち込めたまま。「新テロ対策特別措置法案」の迷走に加え、「福田・小沢・大連立」狂騒劇もあって、前政権を上回る不安の影を落としている。

昨年七月、参院選の民主党大勝利によって衆参ねじれ現象が生じ、福田新政権の政局運営はギクシャクしているが、これは直近の国政選挙の民意であって、「国会審議の停滞」を誇大に憂慮し、非難するのは筋違いであろう。

従来「テロ対策特別措置法」が、野党優位の参院で否決されて失効（昨年十一月一日）。9・11テロ以降六年間も続けてきたインド洋上給油が打ち切られ、海上自衛艦が帰国したことは極めて異例な事態。政府提案の給油延長が国会で認められず、政策変更して米国の継続要請を断ったこと

は、戦後日本政治にとって稀有な現象である。「給油は国際貢献の一環」…「国連決議がないまま自衛艦を海外派遣したことこそ違憲」との両論は平行線のまま。「日米同盟のほころび」を憂慮する福田首相は十一月の日米首脳会談で厳しい局面に立たされたようだ。

米国産牛肉、「思いやり予算」で譲歩

防衛利権に絡む守屋武昌・前防衛事務次官逮捕もあって、昨年末の国会は防衛省（自衛隊）絡みの攻防が焦点になってしまった。年金・葉害肝炎問題、進まぬ特殊法人改革、低所得層と格差社会…等々、重要案件は目白押しだが、どれ一つ未処理のままとはひど過ぎる。安倍退陣の経緯を探ると、八月のAPEC首脳会議で、「インド洋給油継続に、職を賭す」とブッシュ米大統領に約束したことと遠因があるようだ。先の福田・ブッシュ会談では「同盟強化で一致」と取り繕っているものの、米外交のしたたかさが透けて見える。

「北朝鮮のテロ支援国家指定解除のほか、自衛隊の給油再開、米軍駐留経費の日本側負担（『思いやり予算』）の改定、さらに牛肉問題と、両国間には難問が山積だ。心配なのは①北朝鮮問題で置き去りにされた日本の世論が硬化②給油再開や『思いやり予算』がつまりずく③米が日本不信を募らせる——という負の連鎖だ」という指摘（『朝日』11・18朝刊）の通りで、福田内閣もまた「日米同盟」の言われなき圧力に苦しみ、その解決が主要な政治課題となっている印象である。臨

時国会を一月中旬まで再延長し、給油再開の「新テロ特措法」成立に福田首相がこだわったのは、「日米関係、負の連鎖」に困惑していたからだ。と推察できる。しかし、米国は「給油継続」を要請しているものの、最優先課題とは考えていないとの分析の方が当たっていると思われる。米国側にとっては、給油継続以上に①米国産牛肉の輸入緩和②駐留米軍「思いやり予算」の維持③米軍再編（海兵隊の一部グアム移転等）——などの処理が喫緊の外交案件だったと思われる。

米国産牛肉輸入について日本政府は、BSE対策のため「生後二十カ月以下に限る」との枠を設けており、月齢制限の撤廃を求める米政府と厳しい折衝が続いていた。結局、「月齢制限を三十カ月未満に緩和する」と日本側が譲歩、日米次官級経済対話（12・7）で決着した。

「思いやり予算」削減交渉は今回も、米側の厚い壁に阻まれてしまった。二〇〇七年度の「思いやり予算」は二千百七十三億円。日米地位協定に基づくものと特別協定による負担の二種類で構成されているが、日本側が特別協定分約千四百億円の光熱水費二百五十億円の大幅削減を求めている。しかし、これも米側の「ゼロ回答」に近い額で妥協に追い込まれた。三月末協定期限切れ以降の延長期間は三年。十二月十日の合意内容は「〇〇年度は各二億円減額する」という、小幅減額を日本側がのまされた形である。「思いやり予算」

そのものが、不条理な対米支出との批判を長年浴びてきたのに、見直しが一向に進まないばかりか、恩恵に浴している米側が聞く耳を持たず、既得権にしがみついているのが実態だ。七八年以降の累積支出は五兆円を超す膨大な額だが、国民大多数はこの基地負担の無謀さに気付いていない。

さらに、普天間飛行場の名護市移転、海兵隊のグアム移転などを決めた「米軍再編」の行方も気掛かりだ。米軍再編に伴う日本側の負担総額は三兆円とも伝えられるなど、日米協力の名の下に日本側の財政支出は膨らむ一方である。外務省は「インド洋給油中断が対米交渉のマイナスになった」と弁解するが、「米国の外交テクニク」に翻弄されつ放しの現状は嘆かわしい限りだ。新聞各紙がテロ特措法や防衛省スキャンダルの動きを追うのは当然だが、問題の背景を探り、分析する紙面展開が不足していなかったか。また、テロ特措法以外の重要課題が山積していたのに、その報道が十分でなかったことは、先に例示したケースを振り返ってみれば明らかであろう。

「討議型デモクラシー」の確立を

「ねじれ国会」が与野党審議に緊張感をもたらす、防衛利権や年金行政などのズサンな実態があまり出されてきた。停滞が危ぶまれた法案審議も次第に進み、先月中旬時点で「被災者生活支援法改正案」など十法案が成立。「政治資金規正法改正案」などを加え、計二十一件の法案成立が見込まれている。

世間を驚かせた「自民・民主大連立」は幻に終わったものの、その狙いが「ねじれ国会の手詰まり解消」にあったことは明らかだ。五年体制で権力をほしのままにできた自民党の焦燥が見て取れるが、議会制民主主義の原則を尊重して衆知を集めることこそ議会活性化の道であろう。

篠原一東大名誉教授が「国会に討議型のデモクラシーを」と題し、ねじれ国会を前向きに受け止め、今後の議会運営に期待を寄せた一文は示唆に富む指摘なので、参考に供したい。

「ねじれ国会の下では、与野党が徹底的に『討議』を重ねなければ政策が実行されないという状況が出現した。単なる多数決によっては進まない事態が発生したのである。インド洋の給油問題にせよ、年金政策にせよ、農業問題にせよ、与野党の意見は対立している。その問題の調整と解決は必ずしも容易ではないであろう。繰り返し討議することによって合意を得る、少なくとも合意獲得のために努力する以外に方法はない。どうしても合意を得られない問題に対しては、暫定的措置として多数決の方法に訴えることはやむを得ないであろう。しかし議案の一部が妥結することによって和解の気風が醸成され、対立それ自身が緩和される可能性がある。これを、討議デモクラシーでは、相互性に基づく『和解』の原則という。これがデモクラシーの本来の姿である。…あるべき政党制はともあれ、現実には、具体的な政策の突き合わせと討議をしていかに限り、政治が動か

ないという状況が到来した。そしてインド洋における給油問題の詳細や年金の資料なども、ねじれ国会であるからこそ明らかになった。日本のように政党制がまだ十分に成熟していない状況の下では、デモクラシーの発展のためにむしろ恵まれた条件が形成されたと言わねばならないであろう」(月刊誌『世界』08・1月号)

この点に関し、『東京新聞』社説(12・9)の明快な一文にも共感したので、紹介しておきたい。

「状況が一変した今も、『給油できないと国益を損なう』『法律が国会で成立しないのは国難』などと言葉を操り、政治を動かそうとする人がいます。『だから大連立だ』と現実に政治が動きかけました。しかし、『給油に国連決議が必要だ』と原則にこだわる民主党を、参院の多数党にしたのは国民です。それを無視して国益論、国難論を振り回すのは民意否定です。国民の意見から離れた国益はありません。驚くべきことに、大連立に向けた舞台工作の主役は読売新聞主筆の渡辺恒雄氏だといわれます。対象を公正、客観的に観察して国民に報告する使命を負ったジャーナリストが自らニュースの当事者となり、マスコミの影響力を背景に密かに政治を動かそうとしたのは、ジャーナリズムとして邪道です」

ともかく新年の政局は波乱含みで、「解散↓総選挙」の波が、福田丸を揺さぶるに違いない。新聞は本来の使命に立ち返って、権力の監視を強めねばならない。(池田龍夫「ジャーナリスト」)

放送時評

改正放送法が成立

関係局の強い要望に与野党動く

昨年四月に国会に提出された放送法改正案は、参院選の争点にまでなった年金問題などのおおりに受け、継続審議となったものの再審議のめどが立たず、「放送法改正案の成立は、早くても二〇〇八年に入ってから」との見方が強かった。それが臨時国会の会期延長が決まる中で急展開を見せ、急ぎよ審議が再開され、成立した。

四月に政府から提出された放送法改正案の内容はNHK関連が、

- (一) ガバナンスの強化
- (二) 番組アーカイブのブロードバンドによる提供
- (三) 新たな国際放送の制度化
- (四) 命令放送制度の見直し
- 民放関係等が、
- (五) 認定放送持ち株会社制度の導入
- (六) 有料放送管理業務の制度化
- (七) ワンセグ放送の独立利用の実現
- (八) 委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備

(九) 有料方法の料金に関する規制緩和
 (十) 再発防止計画の提出に係る制度の導入の十項目。その詳細は本誌五月号の本欄で紹介した通りである。

ここに来て急ぎよ審議再開、法案成立となったのは、民主党が審議に積極的な姿勢を示したからだとされる。もちろん、その背景には、先の参議院での民主党の大勝を受け、審議過程で一定のイニシアチブを発揮できると読んだからであろう。加えて後述するように、今回の改正案に盛り込まれた認定放送持ち株会社制度の導入は、「デジタル投資で窮地に立つ地方民放局の経営基盤を支える制度」としてメディア業者側は早期成立を望んでいるとされ、その働き掛けが各方面にあつたとされている。

削除された再発防止計画制度

今回の審議によって、政府案が修正された内容としてまず注目されるのは、総務大臣が放送事業者に対し、再発防止計画の策定および提出を求める制度を新設する、という規定が削除されたことである。政府案が求めた新制度とは、具体的には「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれがある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めることができる」というもの。この制度の新設は、昨年一月に発覚した関西テレビ制作の「発掘!あるある大事典Ⅱ」のデータ改ざん問題に端を発したものと

だが、放送という言論・表現の場に、公権力の介入を招くとして、内外からの反発も強かった改正項目であった。

特に民主党はかねてから、この再発防止計画の求める制度案の削除を強く主張していたこともあって、今回の修正に当たっては積極的に働き掛けを行ったとされる。

ちなみに放送界もこの春の放送法改正の動きを受ける形で、放送局によって設立された自主的な第三者機関である放送倫理向上機構(BPO)の下に、二〇〇七年五月に「放送倫理検証委員会」を設置し、既にその活動を始めている。この放送倫理検証委員会が設立されたこともあって、この改正提案部分の削除は与党サイドも比較的容易に受け入れることとなった。

認定放送持ち株会社制度の導入

他方において、認定放送持ち株会社制度の導入に関して論点となったのは、メディア事業の系列化の問題である。先に触れたように、認定放送持ち株会社制度の導入が浮上したのは、デジタル放送の開始に向けた設備投資が地方民放局の経営に重くのし掛かり、その救済措置として、持ち株会社制度の導入が浮上したわけである。持ち株会社によるグループ経営を認めることで、経営の効率化が進み、資金調達を容易にできるなどのメリットがあると考えられる。

しかし、この制度の導入はメディア資本の系列化を実質的に認めることになり、多角的な言論を

担保する意味から制度化されてきたマスメディア集中排除の精神に逆行する恐れがある。逆の見方をすれば、今回の改正は中央メディア資本による全国の放送局の系列化を強化するチャンスと映るであろう。

既に在京民放局のうち、日本テレビ、テレビ朝日、テレビ東京は代表権を持つ取締役が、新聞資本から来ることが恒常化している。この制度を利用して、中央の新聞資本を頂点とした放送事業の系列化が進むことも十分に考えられるのである。その意味ではバランス感覚のある対応が求められる。

そのような背景の中で特に論点となったのは、認定放送持ち株会社における保有基準割合の範囲に關してである。政府改正案では省令で定めるその上限を「二分の一以下」としていたが、この比率があまりに高いとして、「三分の一未満」に修正された。

その背景にあるのは、特定のメディア資本による放送メディアの系列化の強化とそれによる言論の多元性が損なわれることへの危惧である。

日本は先進諸国に比べても、クロスオーナーシップに關してその制限が緩いとされている。日本のメディア事業の発達においては、新聞資本が果たしてきた役割が強く、新たなメディアサービスが登場する際には、新聞資本が積極的に参入に手を挙げたことで、新規メディアのインキュベーターとしての役割を担ってきた経緯がある。世界的

に見ると、多メディア・多チャンネル化が進行したことで、クロスオーナーシップの規制を緩めても、以前のように言論の多元性を損ねないのではないかといった論議もなされている。問題はその基準をどのように置き、どうバランスを取るかどうかである。

地方民放局の資本関係の変化が、地方の放送文化の有力な担い手であった民放事業にどのように影響を与えるのか。今後も注視していく必要がある。

NHK改革への注文

さて、もう一つ、今回の放送法改正に当たって国会での論議の焦点となったのは、NHK改革であった。特に今回の改正案では、「NHKのガバナンス強化」をうたい、経営委員会の監督権限を強化策が示されている。具体的には、現在、すべて非常勤で構成されている経営委員会の委員の中に常勤の委員を置くこと、委員の中から選任した監査委員会を設置すること、などが盛り込まれた。

国会による審議において焦点となったのは、経営委員会の監督権限の強化による弊害への懸念である。その背景にあるのは、昨年六月に古森重隆・富士フイルムホールディングス社長が新たに経営委員会委員長に就任。古森委員長の下で、これまでの経営委員会では見られなかったほど、委員会自らが積極的にNHK業務に關与する姿勢を見せていることだ。その中では経営委員長から番

組内容に關与する発言があつたとの報道もなされ、その在り方が問題になった経緯がある。

また九月には、NHK執行部が準備した経営五年計画案を経営委員会が承認せず、経営委員会にステアリングチームをつくって、自ら計画策定に乗りだしてもいる。このことを機に、経営委員会と会長以下執行部との確執が顕在化した格好にもなっている。

このようなこともあつて、今回の修正では放送法一六条の二に「個別の放送番組の編集」をNHKの業務の執行例として挙げるとともに、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集について、放送法三条の規定に抵触する行為をしてはいけない旨の規定を加えることとなった。

NHKの経営委員会は国民の代表としてNHKを監督するために置かれた機関である。その意味では、経営委員会が国民の視点に立つてNHK執行部を監督するための活動を行うことは、まさに放送法が経営委員会に求める職務である。これまでは、執行部の承認機関に徹していたくらいすらあることもまた確かだ。

しかし、経営委員会はあくまで国民の代表であつて、その活動は常に国民にオープンにされていなければならない。それがなされることで、初めて経営委員会は国民を代表してNHK執行部を監督する機関としての役割を果たしていることになるのである。

(音 好宏 上智大学教授)



米、DTV化移行期限の再延長も

適正価格への引き下げがカギ

米国のデジタルテレビ放送への完全移行期日の二〇〇九年二月十七日まであと一年余りとなった。一九九八年に始まった現行アナログからデジタルテレビ放送への移行は、〇六年までの完了をめぐりしたが、テレビ視聴者の反応は、期待に沿うものではなく、結局、議会主導で二年二カ月余りの移行期間追加を決定して今日に至っている。放送関連事業者の間に楽観と不安の気持ちが入り交じる中、放送関係者の関心は、デジタルテレビがどれくらい売れて、デジタル放送が米国内に普及するのにかかっている。

米視聴率会社のニールセン社は〇七年十月、高精度画面・音質によるHD放送の受信可能なテレビ視聴家庭がどれくらいあるか、「〇七年十一月見込みのHDテレビ視聴家庭」と題して調査結果を発表した(『ニールセン・ニュースリリース』〇七年十月三十日)。

それによると全米テレビ視聴世帯(一億一千二百八十万世帯)のうち、HD放送を受信可能なHDテレビ所有世帯は千五百五十万世帯(13・7%)、実際にHD放送電波を受信している家庭は千二百七十三万世帯(11・3%)となっている

る。「HDテレビによるHD放送視聴(HD実視聴)」がなされている世帯に限定し、普及率の高い市場順でみると、①ニューヨーク(普及率17・5%、受信世帯総数百二十九万三千七百九十)

②ロサンゼルス(17・1%、九十六万五千二百)③ワシントンDC(16・8%、三十八万七千六百八十)④ボストン(16・2%、三十八万八千三百五十)⑤タンパ・セントピータースバーグ(15・6%、二十七万七千九百七十)⑥ダラス・フォートワース(15%、三十六万四千八百五十)⑦フィラデルフィア(14・9%、四十三万八千百十)などとなっており、大市場での普及が先行する傾向が強い。またヒスパニック・ラテン系のテレビ視聴家庭のHD実視聴は8・2%、アフリカ系アメリカ人の視聴家庭の実視聴は6・9%であった。放送事業者によるHD番組増加に伴い、HDテレビの売り上げが伸びることも期待されている。HDテレビセールの主流となっているのはフラット型である。〇六年、五千五百二十万台のHDテレビが世界的に購入されたが、内訳は①透過型液晶(LCD)型が四千四百四十万台②プラズマ型が九百三十万台③スクリーン後部からプロジェクトターで画像を映し出す、リアプロジェクト型が五百五十万台となっている。調査会社アイ・サプリ(Suppli)によれば、二〇一一年には世界のHDテレビ売り上げは一億八千七百万台に達すると予想しており、このうち一億六千四百万台(シェア88%)はLCDで、薄型HDテレビはL

CDの独壇場になると予測している(『ブロードキャストینگ・アンド・ケーブル(B&C)・オンライン』〇七年十二月三日)。

このような中、米国外の有名テレビメーカーと互角に渡り合える米国LCD主力のメーカーが彗星のごとく現れた。カリフォルニア州アーバインに本社を置くビジオ(Vizio)社である。ビジオ社は二年前までは無名だったが、テレビの小売店販売価格を他社と競争できる値段にし、今では米国で最も売れているHDテレビブランドとなった。〇七年第3四半期の売り上げシェア実績では、ビジオ(13%)が、サムソン(12・8%)、シャープ(12%)を抑えて首位に立っている。ビジオのHDテレビは安いけれども、画質はどうかとの声もあるが、購入されるHDテレビ画面サイズ(対角)の平均が四十センチを超えない限り、一般視聴者には区別が付かないとみられる(『B&C・オンライン』〇七年十二月三日)。

HDテレビ価格は年末のホリデーシーズンにかけて下降し、42%のLCDで九百九十九ドル、37%のLCDで六百六十九ドル、50%のプラズマで千九百九十九ドルあたりになることが予想され、この価格であればかなりの購入が期待できるとの声が上がった。一方、ニールセン社のHD実視聴普及結果はデジタル移行期間を残り一年余りと考えた場合、かなり厳しいものであり、デジタル移行完了期限の再延長があり得るとの見方も出ている。

(金山 勉 上智大学准教授)

◎講演会

【財新聞通信調査会と同盟クラブは十二月十日、東京都港区虎ノ門の同クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社経済部長の星田淳一氏。演題は「日本経済の行方」だった。

◎書籍購入のお知らせ

【財新聞通信調査会の新規購入書籍は『君命も受けざる所あり』（渡邊恒雄著、日本経済新聞出版社、税別千六百円、三百三十四頁）。

渡邊氏が日本経済新聞の「私の履歴書」に連載したものをまとめたもので、①哲学青年②政治記者③確執④筆政を掌る——の四章で構成。戦前の反軍少年時代に始まり、共産党入離党、『読売新聞』政治部記者時代、社内抗争などを経てトップに至るまで、八十一年の人生をつづった半生記。

◎社友会懇親会

時事通信社社友会（原野和夫会長）の年末懇親会は十二月六日、東京・東銀座の同社本社ビル二階ホールに会員百二十八人、社側十四人が参加して開かれた。

あいさつに立った原野会長は「八十歳で世界した世阿弥は『初心忘るべからず』と説いている。その中で『老後の初心』について、年を取って衰えに任せては駄目だと言っている。つまり人間の頭脳細胞はまだ使っていないところがたくさんあるので、それを掘り起こすことが老後の初心というのだそうだ。私もこの一月で八十歳になったが、何か新しいことに挑戦したいと思っている。

最近精神年齢を七掛けと考える人が増えているが、八十歳の七掛けは五十六歳、定年前の年だ。皆さん七掛けで頑張りましょう」と激励した。

この後、ゲストの若林清造時事通信社社長が「今年度から事業五カ年計画を策定、積極的に社業に取り組んでいきたい」と述べ、懇親に移った。

平成十九年度末の社友会員は五百十九人。五月の通常総会後の死去者数は四人。

長寿会員は次の通り（敬称略）。

▽米寿（九人） 高科完英、佐藤芳雄、藤井保、立石弥二郎、藤野広次郎、王子瑞徴、佐藤健、川筋多一、山下勇

▽喜寿（二十人） 徳武靖、深見孝一、岩倉哲男、宮之原洋、秋山耕一、川西政子、加賀田延弘、永嶋日出夫、岡田舜平、小島経一、山形仁次郎、中田和昭、白井律子、川手昭人、山口幸、平山節子、本多節子、岩田巖、前野友行、伊香富五郎

◎均一句会

平成十九年十月二十五日 祢保希

〔兼題 雁〕

天 峰越ゆるまで雁の深空かな
天 雁渡る故郷吾は背を向けて
地 入り日背に雁整然と落下せり
地 ヒマラヤも越ゆとぞ雁の性あはれ
人 絹一丁求めし小路雁渡る

人 かりがねや鏡つめたく掛かりをり
和 風

雁渡る義姉と数えし里の道
豊 平

連山の弛みを指して雁の道
杉の子

負ひし児の知恵熱出るも雁のころ
じゅん

雁渡るフローリングの冷たさや
那由太

〔自由題〕
天 晩年を語り合ひをる水の秋
天 父母へ定年告ぐる秋彼岸
天 秋風がめくる家庭の医学かな
地 一町歩独り占めせり破れ案山子
地 だれの目も優しく追ふや秋の蝶
地 秋彼岸亡母の句に逢う十年忌
人 供へたる鯛の目ぬれて十三夜
からみつく風はもみじのささやきに
千稲の水漬きたりけり深き皺
陽を孕み酒中の琥珀櫛の実
紀藤亭

◎忘年囲碁大会

同盟棋友会（三ツ野充蔵会長）の平成十九年冬季囲碁大会は十二月一日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで開催され、十三人が参加した。熱戦の結果、次の各氏が入賞した。

A組 優勝・横山哲次朗六段、準優勝・山根耕志六段、三位・堀川敏雄五段。

B組 優勝・石坂敏郎二段、準優勝・小林敏雄二段、三位・藤田康介二級。

（上記以外の参加者は中野正彦、市来逸彦、浅野道彦、三ツ野充蔵、日根重男、三ヶ野大典、本多徳正の各氏）

◎財団法人新聞通信調査会人事

採用、事務局長(元共同通信社編集局校閲部長)鈴木元(12月1日)

退職(事務局長)高橋英隆(11月30日)

◎同盟学寮生・古野奨学生を募集

(財)同盟育成会は、平成二十年年度の同盟学寮入寮生と古野奨学生を募集します。

いずれも本人または父兄がマスコミに関係する者を優先しますが、一般からも応募できます。

【同盟学寮】対象は原則として平成二十年四月に首都圏の大学、短大等に入学予定または在学中の学生で、働きながら勉学する健康優良、志操堅固、人物優秀な者。二年以上の在寮が見込めることが必要です。寮所在地は東京都新宿区市谷仲之町二―二九。都営地下鉄新宿線曙橋駅から徒歩約五分。寮費は月額三万円(日・祝祭日を除き朝夕二食付き。パソコン・インターネット使用料を含む)。申し込みは二十年三月七日まで。

【古野奨学生】対象は大学、高校に在学する志操堅固、成績優秀な学生で、奨学金の貸与が必要と認められる者。マスコミ関係責任者、または学長長の推薦状が必要。貸与月額、大学生二万五千円、高校生二万円。返済は卒業後一年猶予、無利子。申し込みは二十年四月一日から二十五日まで。

【問い合わせ・申込先】募集要項、申し込み用書類等は、学寮、奨学金とも、〒一〇五―〇〇〇 一 東京都港区虎ノ門一―五―一六晩翠ビル内

同盟育成会まで、八十円切手を添えて請求してください。

TEL: 〇三―三五九三―二〇五五

E-Mail: ikuseri-k@solei.ocn.ne.jp

◎忘年ビール会

同盟クラブ(前田耕一会長)は十二月十日、東京・有楽町のニュートキーヨーで恒例の忘年ビール会を開いた。

冒頭に前田会長が、「朝日新聞」の記事によれば、長寿のタイプは女性は家族の世話をよく焼く人、男性はひょうひょうと生きる人だという。堀義明元会長のような生き方だ。堀さんに倣って長生きし、良い年を迎えましょう」とあいさつし、「乾杯」の発声、懇談に移った。この日の出席者は五十人だった。

◎新聞通信調査会図書

- 1、IT時代の報道著作権 中山信弘監修 5000円
- 2、新聞の未来を展望する〜電子ペーパーは救世主となるか 面谷 信監修 1,000円
- 3、在日外国特派員〜激動の半世紀を報道して チャールズ・ボメロイ総合編集 1,200円 (いずれも送料は別)

【悲報】

有賀 忍氏 (あるが・しのぶ)元時事通信社監査役、(財)新聞通信調査会・(財)同盟育成会評議員) 12月10日午後11時45分、肺炎のため死去、74歳。喪主は妻則子(のりこ)さん。

三宅 敬氏

(みやげ・けい)元共同通信社国際局放送部次長(部長待遇) 12月8日午前6時25分死去、88歳。喪主は長男俊雄(としお)氏。

高橋 実氏

(たかはし・みのる)元共同通信社編集局論説委員室論説副委員長、元モスクワ支局長) 11月26日死去、75歳。喪主は長男学(まなぶ)氏。

目次(二月号)

| | | |
|--------------------|-------|----|
| 新体制の中国を展望する | 中川 潔 | 1 |
| スペインで世界通信社会議 | 今井 克 | 5 |
| 王室と国民をつなぐ英メディア(下) | 小林 恭子 | 6 |
| 通信社の先輩が語る「私の体験記」⑩ | 増山榮太郎 | 10 |
| マスメディア関連の裁判を見る(34) | 佐藤 英雄 | 13 |
| 【メディア談話室】 | | |
| メディアの内なる「偽」 | 藤田 博司 | 16 |
| 【プレスウオッチング】 | | |
| 「ねじれ国会」と福田政権 | 池田 龍夫 | 18 |
| 【放送時評】 | | |
| 改正放送法が成立 | 音 好宏 | 20 |
| 【海外情報】 | | |
| ①スペインから海外も視野に | 広瀬 英彦 | 9 |
| ②米、DTV移行期限の再延長も | 金山 勉 | 22 |

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)

発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五―一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)

☎(〇三)三五九三―一〇八一(代)
振替口座〇〇二二〇―四一七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2008